

連載

IFRS及びIASの解説



第29回

IFRS第9号「金融商品」

公認会計士 おち あつし
越智 淳

国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で、金融商品会計のほぼ全分野にわたり、抜本的な改訂プロジェクトを進めている。

IFRS金融商品に関連する主な基準書／解釈指針書及びその内容と、対応する改訂プロジェクトの本稿執筆現在の状況をまとめると次頁の図表1のとおりであるが、本稿では、そのうち、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）に基づく金融資産・負債の分類及び測定について概説する。

IFRS第9号は、このような抜本的な改訂プロジェクトの最初の成果物として、2009年11月12日に公表された新たな基準書である（2013年1月1日以降開始する事業年度から強制適用される。ただし、2009年12月期から早期適用が認められた）。なお、2009年の公表当初は、金融負債はIFRS第9号の適用範囲外とされ、金融資産についてのみ新基準が最終化された。これは、金融負債が、新たな分類・測定アプローチの下で公正価値測定が求められる場合に、負債の信用リスク（厳密には異なるが、自己の信用リスクとも一般に称される）をどのように取り扱うべきか、例えば、自己の信用力が低下した場合に、自社発行社債の市場価格が下落したことをもって負債評価益を純損益に計上すべきか、といった点について意見統一が図れなかったためである。

しかし、その後、2010年5月11日の公開草案「金融負債に対する公正価値オプション」の公表、及びそれに続く審議を経て、金融負債の新基準も2010年10月28日に最終化され、同月のIFRS第9号の改訂（以下「2010年10月改訂IFRS第9号」という。）により、これに組み込まれた（なお、強制適用は金融資産と同様）。

その他の分野については、引き続き図表1の各基準が適用されるものの、今後、順次基準化され、IFRS第9号に置き換わることになる。本稿では、これらについては取り扱わないが、後述するように、金融資産の分類においては、IAS第32号「金融商品：表示」に基づく負債性と資本性の判断が求められるが、資本の特徴を有する金融商品プロジェクトが再開された場合、そこでの議論の影響を受けることも考えられる。また、12月9日に公表されたヘッジに関する公開草案において、IFRS第9号で新設された測定区分である、その他包括利益を通じて公正価値で測定に指定された投資についてヘッジ会計が禁止される方向であるなど、IFRS第9号の分類・測定アプローチによる全体的な影響を勘案する上では、他のプロジェクトとの関連を考慮する必要がある点に留意すべきである。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りする。

(図表 1) IFRSにおける金融商品会計に関連する主な基準書、解釈指針書及び関連するプロジェクトの状況

IFRS				
基準書／解釈指針書	主な内容	関連プロジェクト	公開草案 (ED)	Final
IAS第39号 「金融商品：認識及び測定」	分類及び測定 (金融資産)	IAS第39号抜本改訂プロジェクト「フェーズ1」	2009/7/14	2009/1/12にIFRS第9号として最終化 (金融資産のみ)
	分類及び測定 (金融負債)		2010/5/11	2010/10/28に最終化
	減損/貸倒引当金	IAS第39号抜本改訂プロジェクト「フェーズ2」	2009/11/5。なお、2011/1-3に再ED	2011/4-6
	ヘッジ	IAS第39号抜本改訂プロジェクト「フェーズ3」	2010/12/9	2011/4-6
IFRS第9号 「金融商品」	認識及び認識中止	認識の中止プロジェクト	2009/3/31。なお、現在プロジェクトはストップしており、当面は現行モデルが適用される。	開示のみ2010/10/7にIFRS第7号の改訂「開示—金融資産の譲渡」として最終化。その他についてはIAS第39号の規定がそのまま2010年10月の改訂によりIFRS第9号に引き継がれた。
IAS第32号 「金融商品：表示」	金融商品の定義	—	—	—
	金融負債と資本の区分	資本の特徴を有する金融商品プロジェクト	2010年10月のIASB会議において、当面はEDを公表せず、2011年7月以降を目処に、審議に必要な余力が確保した時点で再開することが決定された。	—
	自己株式の会計処理	—	—	—
	利息及び配当等の包括利益計算書 (損益計算書) 上の分類、会計処理	—	—	—
	金融資産と金融負債の相殺	—	2011/1-3	2011/4-6
IFRIC第9号「組込デリバティブの再査定」	組込デリバティブの区分処理の要否の評価結果をいつ再評価すべきかについての指針	IFRS第9号に基づく場合には、金融資産に係る組込デリバティブは区分処理されない (金融負債については引き続き必要)。		
IFRIC第10号「期中財務報告と減損」	期中財務報告で認識された減損損失がその後回復した場合の戻入れに関する指針	IFRS第9号に基づく場合には、資本金金融資産はすべて公正価値測定され、その他包括利益から純損益への振替えはいかなる場合にも行われないため、もはや減損の戻入れの議論は不要となる。		
IFRS第7号 「金融商品：開示」	企業の財務状態及び業績に対する金融商品の影響の開示 金融商品に係るリスクの性質及び範囲についての定量的・定性的な分析情報の開示	各プロジェクトに沿って順次改訂	同左	同左

(注) IASBが公表している2010年12月9日時点のプロジェクト・スケジュールに基づく

IFRS第9号に基づく金融資産の分類・測定の概要及び現行日本基準との主な差異

IFRS第9号では、現行の日本基準及びIAS第39号「金融商品：分類及

び測定」と異なり、保有目的に応じた分類ではなく、新たなアプローチが採用されているが、その主な概要を現行の日本基準との比較と併せて示すと、次頁の表のとおりである。

1 適用範囲

上記のとおり、2010年10月に金融負債に関する新基準が最終化された

項目	日本基準	IFRS第9号
分類（金融資産のみ）	有価証券を3分類（子会社株式及び関連会社株式を除く） ▶ 売買目的有価証券 ▶ 満期保有目的の債券 ▶ その他有価証券 （法的形態の相違から、債権を別に定めている）	原則2分類 ▶ 公正価値（評価差額は純損益） ▶ 償却原価 ～一定の要件を満たす負債性（債券等）の金融商品 〈例外〉 ▶ 資本性商品について、OCIオプション（公正価値で測定し、評価差額はOCI）を認める
分類の基本的な考え方	金融資産の保有目的と属性	ビジネスモデルと契約上のキャッシュ・フローの特徴
減損の適用	▶ 満期保有目的の債券 ▶ その他有価証券 ▶ 債権	▶ 償却原価の金融資産のみ
リサイクリング	OCIの評価差額をリサイクリングする（その他有価証券の場合）。	OCIの評価差額はリサイクリングしない（OCIオプションの場合）。
公正価値オプション	取扱いなし	会計上のミスマッチの除去又は大幅な削減を要件として指定可。 なお、金融負債にこれを適用した場合には、負債の信用リスクの変動は、原則としてOCIに計上し、事後のリサイクルも禁止される。
分類変更	一定の場合（正当な理由がある場合に限定）に分類変更	ビジネスモデルが変化した場合のみ分類変更しなければならない。
公表市場価格のない株式の測定	取得原価（公正価値の把握が極めて困難な場合）	公正価値（取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合あり）
複合金融商品（組込デリバティブ）	資産、負債ともに、一定の場合に区分して処理	▶ 主契約が金融資産の場合、組込デリバティブの区分処理は禁止され、商品全体の特性に照らして一体として分類アプローチを適用 ▶ 主契約が金融負債又は非金融項目の場合には、引き続きIAS第39号の要件に従い一定の場合に区分して処理
外貨建債券の為替換算差額の取扱い	その他有価証券に分類される場合、換算差額をOCIとするが、外国通貨による公正価値変動に係る換算差額を除いて純損益とすることも可。	公正価値で測定（評価差額は純損益）される場合、償却原価で測定される場合のいずれも純損益とされる。

出典：企業会計基準委員会「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（2010年8月16日公表）付録（我が国の現行基準、IFRS第9号及びFASBの提案モデルの比較）を参照。なお、一部について筆者加工。

ことを受け、IFRS第9号が改訂された（2010年10月改訂IFRS第9号）。この改訂により、IFRS第9号の適用範囲は、IAS第39号が適用されるすべての資産から、すべての項目へと変更されている。

2 金融資産の分類及び測定

(1) 概要

まず、すべての金融資産は、IAS第32号「金融商品：表示」に基づき

負債性（債券等）か資本性（株式等）に大別される。IFRS第9号における金融資産の分類・測定アプローチは、それが負債性投資か資本性投資かで全く異なるため、この判断は重要である。通常、金銭債権及び債券を負債性、株式（あるいは新株予約権等）を資本性と考えれば問題はないが、投資信託やSPE（Special Purpose Entity）といったファンドへの投資や、一部の優先株などのハイブリッド商品については、高度な判断が求められるケースも生じ得る。

上記に基づき、負債性に分類された投資は、当初認識後、①企業が金融商品を運用する上で用いるビジネスモデルに基づく判定（以下「ビジネスモデル・テスト」という。）、及び、②金融商品の契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づく判定（以下「契約上のキャッシュ・フロー特徴テスト」という。）の両方を満たす場合にのみ償却原価で測定され、それ以外はすべて「純損益を通じて公正価値で測定」（FVTPL: Fair Value Through Profit or Loss）に分類される。

なお、IFRS第9号では、主契約が金融資産の組込デリバティブの区分処理に関する規定は廃止されているため、契約上のキャッシュ・フロー特徴テストは、複合金融商品全体としての特性に照らして行われる。

なお、負債性投資のうち、優先劣後構造を有する証券化商品（トランシェ）及びノンリコース・ローン等、一部については、別途の規定が設けられている。

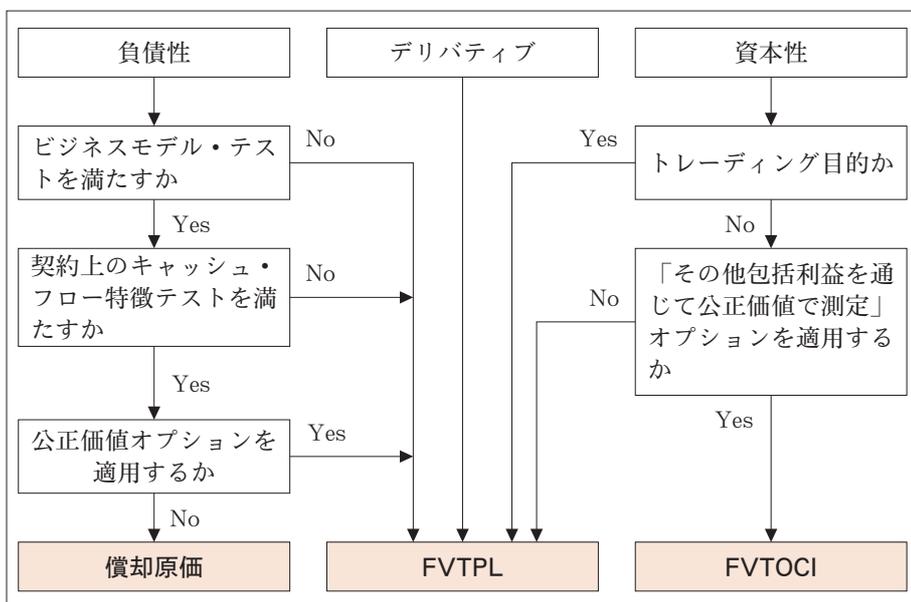
IFRS第9号でも、IAS第39号の公正価値オプションの規定は維持されており、会計上のミスマッチが生じる場合のみ、償却原価への分類要件を満たすとしても、企業自身の選択

によりFVTPLに分類することが認められる。

一方、すべての資本性投資は公正価値で測定される。ただし、トレーディング目的でない場合には、当初認識時に個々の銘柄ごとに、その他包括利益を通じて公正価値で測定(FVTOCI: Fair Value Through Other Comprehensive Income)するオプションが認められる。

資本性投資について、IAS第39号の取得原価測定に関する例外規定は

(図表2) IFRS第9号に基づく金融資産の分類フロー・チャート



(2) 負債性投資の分類・測定

① ビジネスモデル・テスト

債券等の負債性投資は、ビジネスモデル・テストと契約上のキャッシュ・フロー特徴テストを共に満たす場合のみ償却原価で測定され、それ以外はすべてFVTPLに分類される(2010年10月改訂IFRS第9号4.1.1、4.1.2/2009年11月IFRS第9号4.1、4.2、なお、以下では、2010年10月改訂IFRS第9号を“IFRS9”と表記し、2009年11月IFRS第9号については“/”の後に基準番号のみ記す)。ビジネスモデル・テストとは、「企業のビジネスモデルは、金融資産を

廃止されており、すべての資本性金融商品及びこれにリンクするデリバティブは、たとえ市場における公表価格がない場合であっても、公正価値で測定しなければならない。

最後に、単独のデリバティブは、ヘッジ手段に指定される場合を除き、すべてFVTPLとして処理される。

以上のIFRS第9号に基づく金融資産の分類をフロー・チャートで示すと、以下の図表2のとおりになる。

保有し、その契約上のキャッシュ・フローを回収するものであるか」を判断することである。これを満たすか否かは、個々の金融商品ごとの経営者の保有意図ではなく、企業のビジネスモデルに基づく運用管理の実態を適切に反映するポートフォリオごとに判断される(IFRS9.B4.1.2/B4.2)。すなわち、これは、経営者の選択の問題ではなく、事実認定の問題である(IFRS9.BC4.20/BC27)。なお、「ビジネスモデル」という用語は、他のIFRS基準書には存在せず、IFRS第9号で新たに設けられたものであるが、IAS第24号「関連当事者

についての開示」で定義される主要な経営管理者、すなわち、企業の活動を直接、間接に計画し、指示を行い、そして、支配する権限及び責任を有する者(企業の取締役(業務執行権がある者も、それ以外の者も含む))等によって決定される(IFRS9.B4.1.1/B4.1)。このように、一群のポートフォリオ・レベルで、事実関係に照らして判断されるということは、金融資産ポートフォリオについての運用・管理の事実関係を把握した上で、どのようなレベルでこれを行うべきかの判断がとりわけ重要であることを意味する。なお、IFRS第9号には、ビジネスモデルの概念についての説明を補足する例示が設けられている(IFRS9.B4.1.4/B4.4)。

なお、実務上、例えば、積極的に公正価値変動による利益獲得を目的としているわけではなく、投資対象も主として安全性や流動性の高い国債等であるが、より有利な投資対象が存在する場合に乗り換えを行う、あるいは、資金需要に応じ、比較的頻繁にこれらの資産を売却しているような状況も一般的に想定される。

この点、IFRS第9号は、企業が保有する金融商品群を満期まで保有することまでは求めておらず、以下の状況における売却は、この要件に抵触しないとの例示を設けている(IFRS9.B4.1.3/B4.3)。

- 金融商品が、もはや企業の投資方針に合致しなくなった場合(例えば、金融商品の信用格付が企業の投資方針で求められる適格水準を下回った場合)
- 保険会社が予想デュレーション(すなわち、予想される支払いタイミング)の変化を反映してポートフォリオを調整する場合

➤ 設備投資のための資金を捻出する必要がある場合

しかし、同時に、IFRS第9号には、企業がポートフォリオに含まれる金融資産を「頻繁でない」とはいえない頻度（“more than an infrequent number”）で売却している場合には、そうした売却を踏まえても、なお契約上のキャッシュ・フローを回収するというビジネスモデルの目的に合致しているか、また、どのように合致しているかを評価することが求められるとしているが（IFRS9.B4.1.3/B4.3）、どの程度の売却が「頻繁でない」とはいえない頻度の売却に該当するのかの定量的な指針は存在しないため、判断が求められる。

恐らく実務上は、運用方針や経営者へのレポート内容（公正価値情報が報告されるか否か等）及び、従業員の評価や報酬には公正価値ベースが反映されているかといった運用管理体制、並びに、過去の売買実績（頻度やその理由等）を総合的に考慮することになると思われるが、場合によっては、対象とするポートフォリオの単位自体を、より適切な単位に分割する方が適切な場合もあると考えられる。

② 契約上のキャッシュ・フロー特徴テスト

金融資産ポートフォリオが、契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とする企業のビジネスモデルに従って保有されていると判断される場合には、当該ポートフォリオを構成する金融資産の特性について、契約上のキャッシュ・フロー・テストを行うことになる。具体的には、金融資産は、その契約条件に基づき、特定日に元本及び元本残高に対する金利のみを表すキャッシュ・フローを生

み出すものであるかどうかを判断することになる（IFRS9.4.1.2(b)、B4.1.7/4.2(b)、B4.7）。なお、この判定は、金融資産自体の発行通貨に基づき行われる。ここでの発行通貨とは、元本の償還が行われる通貨を意味しており、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に従って決定される発行体の機能通貨ではない。金融資産が機能通貨以外の外貨建てで発行される場合における為替換算差額は、従前どおり、IAS第21号に従い、為替差損益として処理される（IFRS9.B4.1.8、B5.7.2/B4.8、B5.13）。

IFRS第9号では、金利とは、「一定期間の元本残高に対する貨幣の時間的価値及び信用リスクの対価」と定義されている（IFRS9.4.1.3/4.3）。すなわち、この要件を適用する上では、組込デリバティブも含めた商品全体の特性からみて、ポートフォリオに含まれる金融資産群が、単純な貸付や債券と同様の性質のみ有するかどうかを判断することになる。逆に、こうしたシンプルな商品と異なり、契約上のキャッシュ・フローに何らかのレバレッジが掛かっている場合には、契約上のキャッシュ・フロー要件を満たさないことになる。ここで、レバレッジとは、「契約上のキャッシュ・フローの変動性を増幅する、金利の経済的特徴を有さない特徴」とされている。このため、単独のデリバティブ、例えば、オプション、先渡しあるいはスワップといった契約は、レバレッジを含むため、償却原価で測定することは認められない（IFRS9.B4.1.9/B4.9）。なお、負債性商品には、発行体に早期償還を認める、又は保有者に当該負債性商品を発行体に満期前に売り渡すことを認めるプット条項、あるいは、

発行体に期限延長を認める、その他、負債性商品の支払いの時期と金額を変更するような契約条項が含まれることがあるが、こうした条項は、以下の各要件をいずれも満たす場合、元本及び金利のみを表す契約上のキャッシュ・フローと認められる（IFRS9.B4.1.10–B4.1.12/B4.10–B4.12）。

- (A) 発行体に早期償還を認める、又は保有者に当該負債性商品を発行体に満期前に売り渡すことを認めるプット条項が含まれる場合の要件
- 契約条項は、発行体の信用毀損（デフォルト、信用格付の引下げ、貸付の財務制限条項への抵触）、又は発行体の支配企業の変更といった事象から保有者を保護するものである場合、並びに、関連税制又は法律の変化から保有者又は発行者を保護するものである場合を除き、将来事象に依存する条件付条項ではない。かつ、
 - 早期償還金額は、実質的に元本及び金利、並びに、早期償還に対する適切な額の違約金を含む場合にはこれを表す。
- (B) 発行体に期限延長を認める条項が含まれる場合の要件
- 契約条項は、発行体の信用毀損（デフォルト、信用格付の引下げ、貸付の財務制限条項への抵触）、又は発行体の支配企業の変更といった事象から保有者を保護するものである場合、並びに、関連税制又は法律の変化から保有者又は発行者を保護するものである場合を除き、将来事象に依存する条件付条項ではない。かつ、
 - 期限延長オプションは、単にオプションで定められる期間に

わたり、元本及び金利の支払いを延長するだけのものである。

(C) その他、負債性商品の支払いの時期と金額を変更するような契約条項が含まれる場合の要件

- 変動金利は、一定期間の元本に対する貨幣の時間的価値及び信用リスクの対価を表す。
- 早期償還オプションは、上記(A)の要件を満たす。
- 期限延長オプションは、上記(B)の要件を満たす。

このほか、IFRS第9号では、適切な償却原価の測定対象とされる金融商品とそうでないものについての例示が設けられている(IFRS9.B4.1.13、B4.1.14/B4.13、B4.14)。1例としては、転換社債は、その金利が、貨幣の時間的価値及び信用リスクの対価のみを反映するものではなく、発行体の株式価値にもリンクするため、契約上のキャッシュ・フローは、元本及び金利の支払いのみを表すとはいえないとされる(IFRS9.B4.1.14E/B4.14E)。

なお、上記①のとおり、IFRS第9号では、負債性商品の分類は、ビジネスモデルに基づくポートフォリオ・レベルで判断されるため、個々の金融資産の特性自体がこの要件を満たすとしても、同一のポートフォリオに、金融資産について売却による公正価値変動の実現といった実務が行われている(又は行われる)場合には、全体として、FVTPLへの分類が求められる可能性がある点には留意が必要である。また、IFRS第9号では、組込デリバティブを含む複合商品全体のキャッシュ・フロー特性に基づきこの要件が適用されるが、具体的に元本及び金利に関し、どの程度のレバレッジが掛かっている場合

に、契約上のキャッシュ・フローの特徴に抵触するののかの具体的な指針は存在せず、場合によっては、IAS第39号の下での組込デリバティブの区分処理要件より厳しくとらえられる可能性もある。

③ 証券化投資～契約により互いにリンクしている金融商品の保有者側の処理

一般債権者に対して相対的に弁済順位が劣後する金融商品であっても、契約上のキャッシュ・フローが元本及び金利の支払いを表すことはあり得る。例えば、企業は、金融商品を契約により互いにリンクし、信用リスクの集中をもたらすことによって、金融商品の保有者への支払いに優先劣後構造を作り出すことができる。

契約により互いにリンクすることで信用リスクの集中がもたらされる金融商品、すなわち、証券化商品のトランシェ(元利支払いに関する優先劣後構造を有する証券化における特定のリスク階層。通常、上位から順に、シニア、メザニン、エクイティと称される)の下位トランシェは、信用プロテクションを相対的に上位(シニア)のトランシェに与えており、発行体が上位のトランシェに対する十分なキャッシュ・フローを生み出す場合のみ、元本及び金利の支払いを受ける権利を有する(IFRS9.B4.1.20、B4.20)。

IFRS第9号では、こうしたトランシェの保有者は、(単にキャッシュ・フローを通過させているものではなく)実際にキャッシュ・フローを創出している最終的な原資産のプールにたどり着くまで、トランシェの中身を透過的に見通した上で測定区分を判断することが求められる(ルック・スルー・アプローチ)。すなわ

ち、証券化商品の裏付資産が住宅ローン・プールであれば当該プール、SPEが発行した証券化商品が他のSPEによって再証券化される場合には、最終的な原資産プールの特性まで遡って検討することが求められ、これが行えない場合には、FVTPLに分類しなければならない(IFRS9.B4.1.22、B4.1.26/B4.22、B4.26)。

償却原価による測定が認められるためには、原資産のプールは、以下の3つの要件を満たす必要がある(IFRS9.B4.1.21、B4.1.23、B4.1.24/B4.21、B4.23、B4.24)。

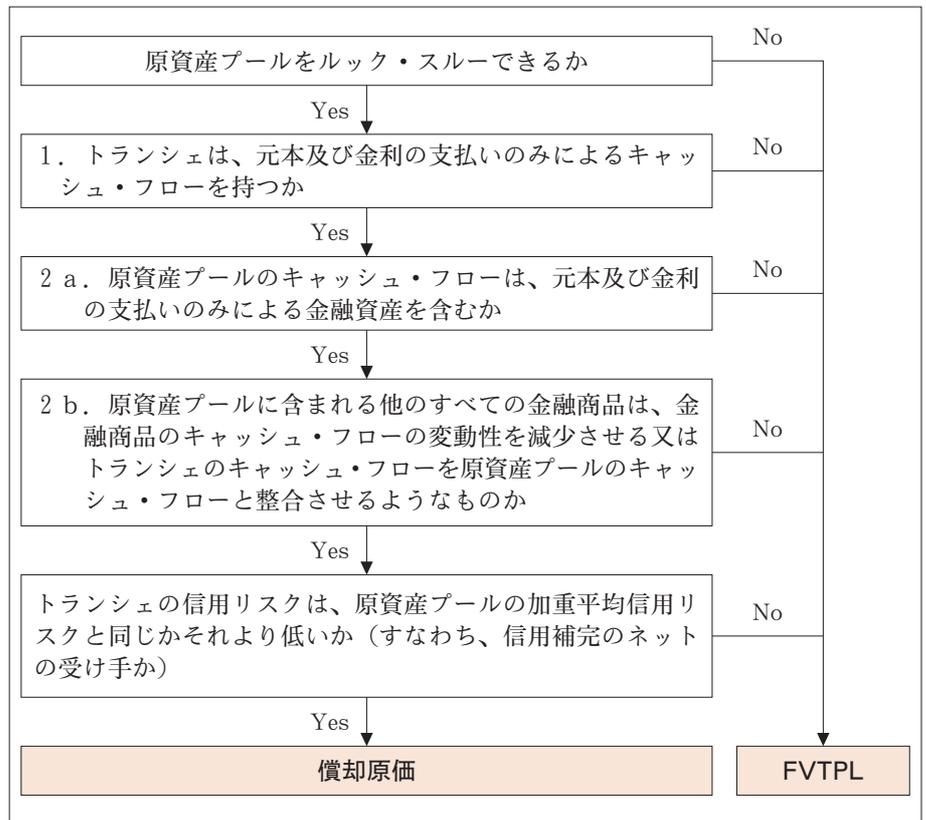
- トランシェからのキャッシュ・フローは、その契約条件に基づき、元本及び金利の支払いのみを表すものと判定されなければならない。
- 原資産プールは、以下の金融商品から構成されている。
 - 元本及び金利の支払いのみによるキャッシュ・フローを有する1つ又は複数の金融商品
 - 元本及び金利の支払いのみによるキャッシュ・フローの特徴を維持しつつ、そのキャッシュ・フローの変動性を軽減する金融商品
 - トランシェと原資産のプールのキャッシュ・フローを、以下についてのみ整合させる金融商品
 - ◇ 固定金利と変動金利の相違
 - ◇ 発行通貨の相違あるいは異なる発行通貨間のインフレ率の違い
 - ◇ キャッシュ・フローのタイミングの相違
- トランシェの信用リスクは、原資産プールの加重平均信用リスクと同じかそれよりも低い(例えば、信用損失により原資産プールの50%が毀損したとする。このとき、どのような場合でも、トランシェ

の損失が50%以下に収まるのであれば、この要件は満たされる)。

なお、原資産プールについて、当初認識後に償却原価による測定が認められなくなるようなものに変えられる可能性がある場合には、発行されているすべての金融商品(トランシェ)に関して、償却原価による測定は認められない(IFRS9.B4.1.26/B4.26)。このアプローチをフロー・チャートで示すと、以下の図表3のとおりとなる。実務上は、ほとんど

の最上位のシニア・トランシェはこれを満たし、大半の最下位のジュニア・トランシェは、これを満たさないものと考えられる(ただし、下位のジュニア・トランシェであっても、クレジット・デフォルト・スワップを購入している場合や信用保証による信用プロテクションが図られているような場合には要件を満たす可能性がある)が、メザニンなど一部については定量的な判断が必要な場合も想定される。

(図表3) 証券化トランシェの保有者の分類フロー・チャート



④ ノンリコース・ローン

IFRS第9号は、一部の金融資産については、契約上のキャッシュ・フローが、表面上は元本及び金利とされているが、実質的には、これを表さないとしている(IFRS9.B4.1.15/B4.15)。例えば、貸手の債務履行請求権が責任財産からの返済又はキャッシュ・フローに限定されるノンリコース・ローンの場合、責任財

産等のキャッシュ・フローが、常に、貨幣の時間的価値及び信用リスクの要素を反映した元本及び金利の支払いのみを表しているとは限らない(IFRS9.B4.1.16/B4.16)。このため、ノンリコース・ローンであるからといって必ずしも償却原価測定が認められないわけではないが、保有者は、上述の契約上のキャッシュ・フロー特徴テストを満たすかを判定するに

当たって、責任財産又はローン返済を裏付けるキャッシュ・フローをブック・スルーしなければならない(IFRS9.B4.1.17/B4.17)。なお、2010年9月のIASBミーティングにおけるスタッフ・ペーパーにおいて、ノンリコース・ローンに関する規定は、IFRS第9号の一般原則をより制限的にするものではなく、経済的な内容に基づき分類を判断することを単に強調するものであるとの見解、並びに、IASBは、多くの商業モーゲージ・ローンは償却原価測定の要件を満たすと考えているとのスタッフの理解について言及されている。

⑤ 分類変更

負債性金融商品について、金融資産を管理する企業のビジネスモデルが変化した場合には、当該変化を反映するように金融資産を分類変更しなければならないが、それ以外のすべてのケースにおける分類変更は禁止される(IFRS9.4.4.1/4.9)。

(3) 資本性投資の分類・測定

① その他包括利益を通じて公正価値で測定(FVTOCI)

すべての資本性投資は、公正価値で測定される(IFRS9.4.1.4/4.4)。ただし、トレーディング目的の場合を除き、当初認識時に、評価差額を純損益ではなく(すなわち、FVTPL)、その他包括利益を通じて公正価値で測定するオプションが認められる(IFRS9.5.7.5/5.4.4)。なお、投資が外貨建ての場合、負債性投資と異なり、為替レートの変動の影響もOCIで認識される(IFRS9.B5.7.3/B5.14)。

FVTOCIオプションを適用する上での制約は特になく、基準上は、個々の銘柄ごと、投資ごとに適用可能である。ただし、投資をFVTOCIに指定した場合には、受取配当金のみ

IAS第18号に従い純損益として計上される(明らかに投資自体の回収の場合は、帳簿価額の減額として処理されることから、結果として、OCIに計上されることになる)が、公正価値の変動は、たとえ当該投資を売却した場合であっても、純損益への振替(いわゆるリサイクリング)が禁止される一方、資本内部での振替えは認められる(IFRS9.5.7.6、B5.7.1/5.4.5、B5.12)。なお、IASBは、資本内部の振替えについては、各国の規制に委ねるスタンスであり、IFRS第9号において具体的な定めは設けていない(IFRS9.BC5.26/BC87)。

このように、資本性投資に係る公正価値の累積変動は、投資がFVTPLに分類される場合には、発生した期にすべて純損益で認識され、また、FVTOCIに分類される場合には、OCIで認識されるが、売却したとしても純損益へのリサイクリングが禁止されるため、もはや純損益への振替えを決定する上での減損という手続自体が不要となる。

なお、FVTOCI分類された投資については、IFRS第7号により、以下の開示が求められるため、各金額を把握できるように管理区分する必要がある(IFRS7.11A、11B)。

- ・ FVTOCIに分類された資本性投資(銘柄)
- ・ FVTOCIオプションを指定した理由
- ・ 銘柄ごとの期末における公正価値
- ・ 期末に保有する銘柄と、期中に認識を中止した銘柄ごとの受取配当金の金額
- ・ 資本内部で振替えが行われた累積損益の額及び振替えの理由
- ・ 期中に認識が中止された銘柄がある場合には、以下の開示

- 売却の理由
- 認識中止時点の公正価値
- 売却に係る利得及び損失の合計

② 非上場株式

IFRS第9号では、資本性投資について、IAS第39号の取得原価測定に関する例外規定は廃止されており、すべての資本性金融商品(及びこれにリンクするデリバティブ)は、たとえ市場における公表価格がない場合であっても、公正価値で測定しなければならない。

ただし、適用指針において、「限定的な状況においては、取得原価が公正価値の適切な見積りとみなしうる。こうした状況は、公正価値を決定するうえで必要な最新の情報を十分に入手出来ない場合、あるいは、公正価値の見積額の範囲が広く、かつ、取得原価が見積範囲内の公正価値の最善見積を表す場合が該当しうる」と言及した上で、取得原価を用いることが適切ではない状況に関する以下のガイダンスを設けている(IFRS9.B.5.4.14、B5.4.15/B5.5、B5.6)。

- (a) 投資先企業の業績に重要な変化が生じている。
- (b) 投資先企業の技術面での達成目標(マイルストーン)の予想に関し、変化が生じている。
- (c) 投資先企業又はその製品あるいは潜在的な製品が属する市場に関して、重要な変化が生じている。
- (d) グローバル経済あるいは投資先企業が事業活動を行う経済環境に重要な変化が生じている。
- (e) 投資先企業の比較企業の観察可能な業績、又は市場全体に対する評価について、重要な変化が生じている。
- (f) 不正、営業上の係争、訴訟、経

営業者や戦略の変更といった内部的な状況の問題。

(g) 投資先企業による新たな持分の発行、又は持分商品の第三者間の移譲による、投資先企業の持分の外部との取引の証拠。

なお、IASBは、結論の根拠の中で、金融機関や投資ファンドによって保有される金融資産について、こうした状況が該当することは決してないと言及しているため、こうした業種に属する会社は留意が必要である（IFRS9.BC5.18/BC80）。

また、上記のIFRS第9号のガイダンスは、取得原価測定自体を認めているわけではなく、公正価値の最善の見積りの結果として、取得原価と同額が計上されるケースもあり得るという位置付けである。このため、取得原価が公正価値の最善の見積りとみなせる状況に該当するかの検討は継続的に行う必要があり、ある銘柄について、一定時点で取得原価が公正価値の近似値として判断されたとしても、それによって、その後の検討及び評価替えが免責されるわけではない点も考慮しなければならない。

(4) ファンド投資～プット可能な金融資産、清算時にのみ第三者に純資産の比例的な持分を引き渡す義務を負う金融商品

前掲の図表2のフロー・チャートのとおり、IFRS第9号では、金融資産は、まず、負債性と資本性に大別される。ここで、IASBは、IFRS第9号の結論の根拠において、「資本性商品」という用語はIAS第32号で定義される。なお、プット可能な金融商品及び清算時にのみ第三者に純資産の比例的な持分を引き渡す義務を負う金融商品といった金融負債の定義を満たす商品は、発行体側では

一定の状況において資本に分類されるが、このような商品は、「資本性商品の定義に該当しない」と述べている点に留意が必要である（IFRS9 BC.5.21/BC82）。上記のIASBの見解は、金融資産の保有者がファンドへの投資の会計処理を決定するに当たり、発行体と同じくIAS第32号に基づき負債性と資本性の分類を判断しなければならないが、保有者は、プット可能な金融商品等に関する例外規定は適用できないことを意味する。

本稿では詳述しないが、一般に、投資信託やSPEへのといった、いわゆるファンドへの投資は、上記のプット可能な金融商品（又は、清算時にのみ第三者に純資産の比例的な持分を引き渡す義務を負う金融商品）に該当するケースが多いため、その場合には、FVTOCIに分類できないことになる。

例えば、明記又は事前決定された満期を有さず、企業の純資産に対する残余持分を表すものの、保有者が解約請求した場合には、発行体が1口当たり基準価格（純資産）の口数分の現金を引き渡す義務を負うオープンエンド型投資信託に対する投資口を例に採ると、IAS第32号では、これは、保有者が発行体に償還を請求できるという意味で、プット可能な金融商品として取り扱われる。この場合、発行体側では、一定の厳格な要件を満たす場合には、金融負債の定義の例外として、投資家からの払込金を資本として表示するが、保有者側では、これらの投資を負債性として扱わなければならない。さらに、これらの投資は、ごく例外的なケースを除き、償却原価測定要件を満たさず、結果として、FVTPLに分類されることになると考えられ

る。他方、一定のクローズド・エンド型投資信託等は、保有者側でも資本性に分類されることも考えられ、この場合にはFVTOCIへの分類が可能となる。

(5) 金融負債

金融負債に関する新基準は、2009年11月のIFRS第9号の公表当初は、その適用範囲外とされたが、2010年5月11日の公開草案「金融負債に対する公正価値オプション」及び、その後の審議を経て、2010年10月28日に最終化され、IFRS第9号に織り込まれた。

金融負債の新基準では、金融資産と異なるアプローチが採用されており、一部の規定を除き、原則として、IAS第39号における金融負債の分類及び測定に関する規定が維持されている。その分類及び測定規定の主な内容は、以下のとおりである。

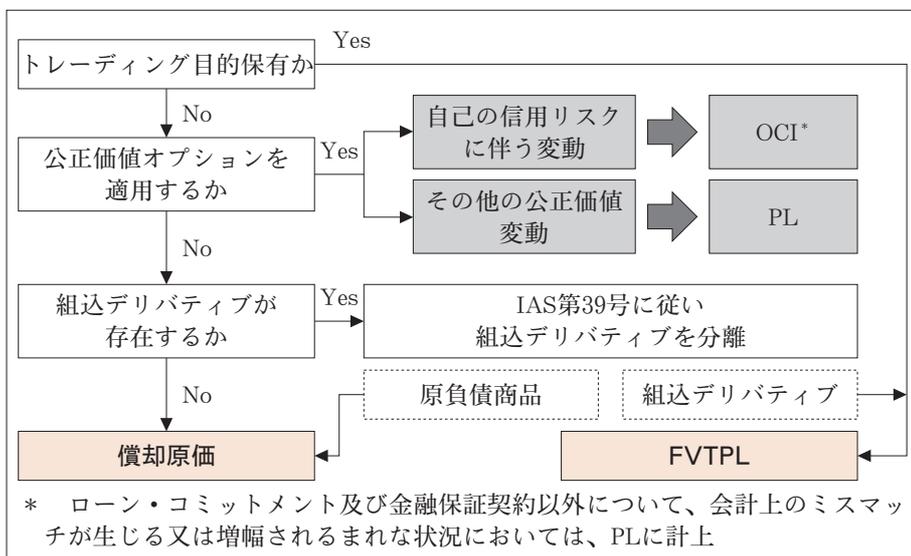
- ・ トレーディング負債や公正価値オプションが適用された負債、あるいは金融保証契約等を除き償却原価で測定される (IFRS9.4.2.1)。
- ・ 金融資産と異なり、IAS第39号の組込デリバティブの区分処理規定は維持されている (IFRS9.4.3.3-

4.3.7)。

- ・ 現行IAS第39号の公正価値オプションの規定は、引き続き適用される (IFRS9.4.2.2)。
- ・ ローン・コミットメント及び金融保証契約以外の金融負債に公正価値オプションを適用した場合には、公正価値全体の変動のうち、負債の信用リスクの変化に起因する部分については、それにより、会計上のミスマッチが生じる又は増幅される場合を除き、純損益ではなく、その他包括利益に計上する (IFRS9.5.7.7-5.7.9)。
- ・ こうした会計上のミスマッチが生じる又は増幅されるかの査定は当初認識時に行わねばならず、再査定は禁止される (IFRS9.B5.7.5-B5.7.7)。
- ・ なお、OCIに計上された累積評価損益は、その後、当該金融負債の認識が中止された場合であってもリサイクリングが禁止されるが、資本内部での振替えは認められる (IFRS9.B5.7.9)。

上記の、新たな金融負債の分類アプローチをフロー・チャートで示すと、図表4のとおりである。

(図表4) IFRS第9号に基づく金融負債の分類フロー・チャート



おわりに

我が国の財務報告におけるIFRSの強制適用の時期は、現時点では未確定ではあるが、一般には、2015年又は2016年と目されているため、多くの日本企業が実際にIFRS第9号を適用するのは、まだ先のことである。しかし、2010年8月16日に、ASBJ (企業会計基準委員会) より、「金融商品会計基準 (金融資産の分類及び測定) の見直しに関する検討状況の整理」が公表され、そこにおいて、IFRS第9号とのコンバージェンスが強く意識された検討がなされていることからすれば、実際には、日本基準に基づき、より早い段階で対応が求められる可能性も高いと考えられる。

教材コード	J 0 2 0 6 1 8
研修コード	2 1 0 3 0 9
履修単位	1単位